

## 公益財団法人足利市民文化財団芸術・文化活動等事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人足利市民文化財団（以下「財団」という。）が、本市の芸術、文化の振興に寄与すると認められる個人又は団体（以下「文化団体等」という。）に対して、その事業に必要な費用の一部を助成し、市民の芸術、文化活動のより一層の振興を図ることを目的とする。

### (対象団体等)

第2条 前条の助成を受ける対象団体等は、次の各号に適合する文化団体等とする。

- (1) 市内に住所又は活動の拠点を有するもの。
- (2) 一定の活動実績があり、活動実績が広く市民に公開されるもの。
- (3) 規約等を有し、かつ代表者が明らかにされているもの。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に該当するものは、対象団体等としない。

### (対象分野)

第3条 助成対象分野は、次のとおりとする。

- (1) 美術 (洋画、日本画、書、写真、版画、彫塑、工芸など)
- (2) 音楽 (器楽、声楽、合唱、邦楽、民謡、吟詠など)
- (3) 舞踊 (洋舞、日舞、民踊、民俗芸能など)
- (4) 映画・演劇
- (5) 能楽・謡曲
- (6) 文芸 (俳句、川柳、短歌、詩、文学など)
- (7) 生活文化 (茶・華道、落語、園芸など)
- (8) 教養・研究 (文化遺産、郷土史、内外文化交流など)
- (9) 自然・文化財保護
- (10) その他(1)から(9)に準ずる分野

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化活動の成果発表 (展覧会、発表会など)
- (2) 刊行物の発行
- (3) 文化活動研修 (講演会、講座など)
- (4) 文化活動備品整備 (郷土芸能用具等事業に必要な備品の整備)
- (5) 自然・文化財保護活動 (自然環境の保全、文化財の修理・保存、標識等の整備)
- (6) その他(1)から(5)に準ずるもの

2 前項の助成対象事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とするとき。

- (3) 助成対象事業の観覧、鑑賞等が、特定の文化団体等の会員等のみに限定される  
とき。
- (4) 同一年度において、当該事業の助成を既に受けたことがあるとき。
- (5) 同一の事業を複数の団体が、別々に申請しているとき。
- (6) 収支予算書等において、繰越金の額が申請金額以上あるとき。
- (7) 月謝等を徴収している、個人経営の団体が行う事業であるとき。
- (8) その他財団が適当でないと認めるとき。

#### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、財団の予算の範囲内で、当該事業に要する経費の2分の1以内において、別紙1の算出方法により算出し、10万円を限度とする。

- 2 助成対象経費は、当該事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及びこれらに準ずる経費の合計額とする。
- 3 自然保護・文化財保護活動及び芸術文化活動の振興に特に必要と認めた場合の助成金の額については、別に事業委員会（以下「委員会という。」）で審査のうえ、理事会で定めるものとする。

#### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする文化団体等は、助成金申請書（様式第1号）に事業計画書（様式2号）、収支予算書（様式第3号）、会員名簿及びその他参考となる資料を添えて、原則として、事前に代表理事に提出する。

- 2 前項の収支予算書等の書類の作成に当たっては、旧年度の書類等と数字などの整合性を保つものとする。

#### (助成金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに必要書類を調整し、委員会に諮るものとする。

- 2 委員会は、その内容を審査のうえ、助成の適否及びその助成額を代表理事に答申するものとする。
- 3 代表理事は、委員会の答申を受け、速やかに助成の可否及び助成額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第4号）を文化団体等に送付しなければならない。

#### (助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により、文化団体等は助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金額が変更されるような事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式第5号）を代表理事に提出し、委員会で審査のうえ承認を受けなければならない。ただし、第5条第3項に該当するものについては委員会で審査のうえ、理事会の承認を受けなければならない。

(助成事業の中止)

第9条 文化団体等は、助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成事業中止承認申請書(様式第6号)を、代表理事に提出し、委員会及び理事会に報告をしなければならない。

(助成金の請求)

第10条 文化団体等は、事業終了後速やかに請求書(様式第7号)に事業実績報告書(様式第8号)、収支決算書(様式第9号)、証拠書類の写し、印刷物及びその他写真等参考資料を添えて代表理事に提出するものとする。

(調査)

第11条 代表理事は、文化団体等の事業について助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうか必要に応じ調査することがある。

(助成金の返還)

第12条 代表理事は、文化団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の承認を受け、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 事業の実施にあたって不正な行為があると認められるとき。
- (3) 事業の実施について代表理事が指示した事項に従わないとき。
- (4) 助成金額を超える他団体等から補助金が交付されるなど、事業執行経費に残金が生じたとき。

(後援等事業の表示)

第13条 助成対象事業の実施にあたっては、財団の後援等であることをポスター、プログラム等に表示するよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人足利市民文化財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

## 芸術・文化活動等事業助成金の算出方法

各団体から提出された申請書類（事業計画及び収支予算）をもとに、次の事項を確認する。

1. 助成金申請額 … 各団体の助成金希望額 → A
  2. 会場及び器具使用料 → B
  3. 支出合計額からBの額及び助成対象外の額（食糧費、会議費、雑費）を差し引いた額（助成対象経費） → C
- \* 詳細については別添の芸術文化活動助成対象経費を参照

## 算出方法

算出額D =

（申請団体一律20,000円） + （B × 50%の額） + （C × 10%の額）

入場料有の場合  $(D \times 50\%) \times 1.0$ （千円未満切捨） = 助成額E

無の場合  $D \times 1.0$ （千円未満切捨） = 助成額E

- ・ 助成金額は上限100,000円
- ・ 団体の希望額が助成金額より少ない場合は希望額の交付とする（A < Eの場合はAが助成金額）

## 芸術文化活動助成対象経費について

助成の対象となる経費は、事業の区分により、次のとおりとします。

なお、助成対象経費は、あくまでも地域の人々に公開するために直接に要する経費を対象としておりますので練習等に要する会場借上料・講師謝礼金等の経費は助成の対象になりません。

### 1. 成果発表事業の場合

助成対象経費は次の5つの経費となります。

- (1) 使用料及び賃借料  
会場使用料及び展示パネル、音響・照明器具・楽器(ピアノ等)の借上料等が助成の対象です。
- (2) 通信運搬費  
事務連絡用の郵便切手・はがき・電話代、大型器材の運搬費並びに作品の搬入・搬出経費等が助成の対象です。
- (3) 印刷製本費  
看板・チラシ・ポスター・目録・プログラム・チケット等の作成経費が助成の対象です。
- (4) 講師等の謝金  
講師・審査員・指揮者・伴奏者に対する謝礼金が助成の対象です。  
なお、ゲスト出演、賛助出演、出品等に対する謝礼金及び会員による審査等に対する謝礼金は、助成の対象外です。
- (5) その他の経費  
上記の経費に準ずる経費で、例えば会場の冷暖房費、会場清掃料、著作権使用料、ピアノ調律料等が助成の対象となります。  
なお、会議費、食料費、雑費等は助成の対象外です。

### 2. 発表会への参加事業の場合

- (1) 出場の場合  
旅費が助成の対象です。
- (2) 出品の場合  
通信運搬費が助成の対象です。

### 3. 出版事業の場合

印刷製本費のみが助成対象経費です。

### 4. 文化財修理・保存の場合

文化財の修理・保存の補助対象経費は、文化財本体の修理・保存に要するものとする。ただし、団体の運営費・備品購入費・食料費・仏事経費・その他宗教行事経費は助成対象外です。